

議案第79号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 非常勤の職員

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

公益的法人等に派遣することができる職員等の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
{ 太字は改正

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（抄）

(職員の派遣)

第2条 省 略

2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 省 略

(2) 非常勤の職員

(2) - (3) 省 略

(3) (4)

3 省 略